
経営強化計画(ダイジェスト版)

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第1項)

平成23年9月

株式会社 仙 台 銀 行

目次

1.	経営強化計画の策定にあたって	1
2.	東日本大震災による宮城県への影響	2
3.	被災者への信用供与の状況		
3-1	事業取引先、住宅ローン利用者の被災状況と信用供与の状況	3
3-2	震災後の当行における被災者への支援状況	4
4.	信用供与の円滑化・地域経済の活性化の方策		
4-1	支援方策の方向性 ―リレーションシップと外部連携の強化―	5
4-2	東日本大震災からの復興のための具体的方策	7
5.	協定銀行による株式等の引受け等に係る事項		
5-1	金額の算定根拠	10
5-2	発行金額・条件	11

1. 経営強化計画の策定にあたって

(1) はじめに

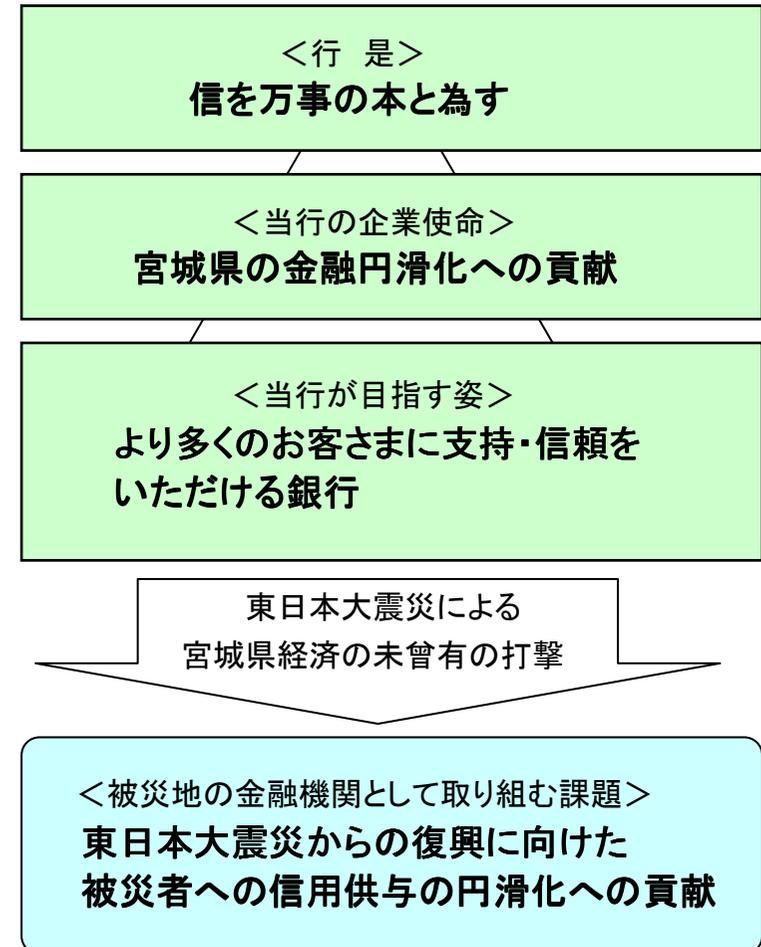
- 当行は、「信を万事の本と為す」を行是とし、「宮城県の金融円滑化への貢献」を企業使命として位置づけ、経営目標に「より多くのお客さまに支持・信頼をいただける銀行を目指す」旨を掲げ、その実現に向け努めております。
- 東日本大震災によって宮城県経済が未曾有の打撃を受ける中、当行は、利用者や地域社会から、安定的かつ円滑な資金供給機能を強化し、被災者を支援することを通して、地域経済の復興と活性化を図る役割を強く求められていると認識しております。
- 当行は、今回の申請に基づき受け入れる公的資金により、予防的に自己資本を増強することで財務基盤を安定させ、東日本大震災からの復興支援並びに中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献していく所存です。

(2) 経営強化計画の実施期間

- 平成 23 年 4 月から平成 27 年 3 月まで(4 年間)

※ 経営統合を検討している株式会社きらやか銀行も金融機能強化法に基づく経営強化計画を実施しており、同行の次期経営強化計画(平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月)の終了時期と合わせたものです。

仙台銀行の経営理念と目指す姿



2. 東日本大震災による宮城県への影響

- 平成23年3月11日の東日本大震災において、当行の営業基盤である宮城県は、過去にない規模の甚大な被害を受け、県内の中小規模事業者等の経営環境はかつてない厳しさに直面しています。震災復興に向け、地域金融機関による一層の金融仲介機能の発揮が期待されています。

《東日本大震災による宮城県の甚大な被害状況》

人 的 被 害	死者・不明者は11千人超。 (全国の死者・不明者約20千人の半数以上を占め、被害が集中)
物 的 被 害	県全体の被害総額は6兆7,000億円超、さらに膨らむ見通し。 (県内年間総生産8兆円に迫る深刻な被害額)
当 行 の 被 害	津波で5店舗(気仙沼、歌津、志津川、雄勝、女川)が全壊。 (地震でも多数の店舗が損壊被害)

影 響

地域経済への影響	県内経済は、雇用、個人消費、住宅建設、設備投資、生産で悪化。 中小規模事業者等の経営環境はかつてないほどの厳しさに直面。 今後の福島原発、電力不足の動向・影響も懸念。
----------	---

期待と役割

復興へ向けた金融機関への期待と役割	震災復旧・復興に向けて、さらに金融仲介機能を発揮すること。 被災者への復興支援を強化、継続していくこと。
-------------------	---



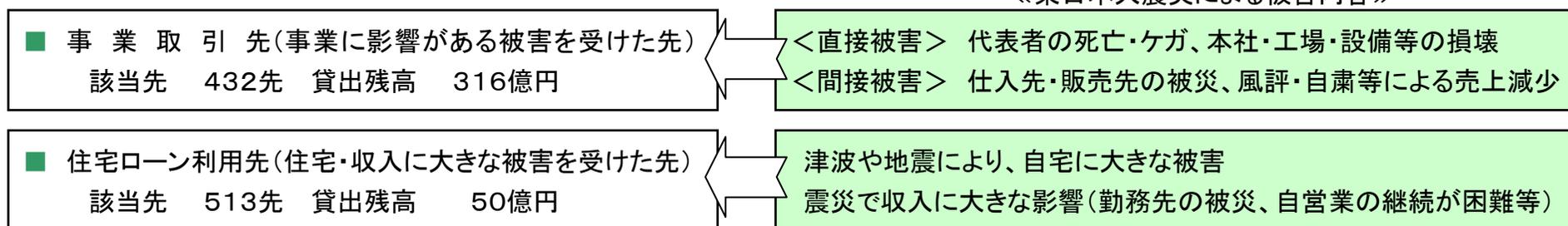
(写真上) 当行志津川支店周辺の津波後の状況 (宮城県南三陸町)
(写真下) 津波で全壊となった当行女川支店 (宮城県女川町)

3. 被災者への信用供与の状況

3-1 事業取引先、住宅ローン利用者の被災状況と信用供与の状況

(1) 事業取引先、住宅ローン利用者の被災状況

《東日本大震災による被害内容》



大きな影響を受けた被災者への与信状況

(2) 当行貸出金に占める被災者への信用供与

(単位：先、億円)

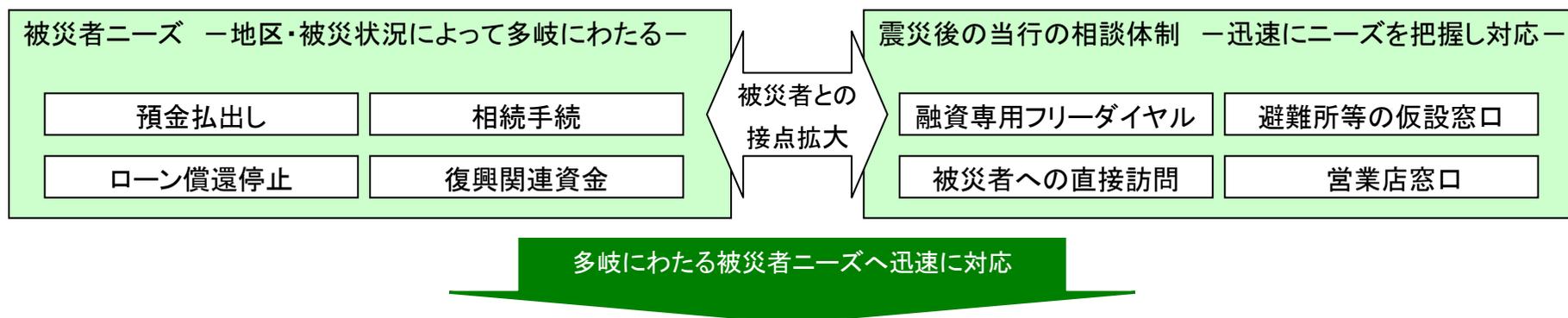
平成23年6月末貸出金残		うち大きな影響を受けた被災者への与信残高	先数・金額		全体構成比		(参考) 引当金の計上状況
先数	金額		先数	金額	先数	金額	
44,814	5,010	事業取引先	432	316	0.9%	6.3%	23年3月期：28億円98百万円計上済 (限られた顧客情報をもとに出来る限り計上) ↓ 23年9月期：46億円を追加計上見込み (震災後の被災調査を踏まえて保守的に査定)
		うち法人先	367	291	0.8%	5.8%	
		うち個人事業主	65	25	0.1%	0.5%	
		住宅ローン利用者	513	50	1.1%	0.9%	
		合計	945	366	2.1%	7.3%	

※ 軽微な被害を受けた事業取引先を含めると、被災者への与信残高は、1,961先(全体構成比4.3%)、金額1,219億円(全体構成比24.3%)となります。

3. 被災者への信用供与の状況

3-2 震災後の当行における被災者への支援状況

(1) 被災者の状況と金融機関へのニーズ、当行の相談体制の整備



(2) 震災後の当行被災者への信用供与実績

(単位: 先、億円)

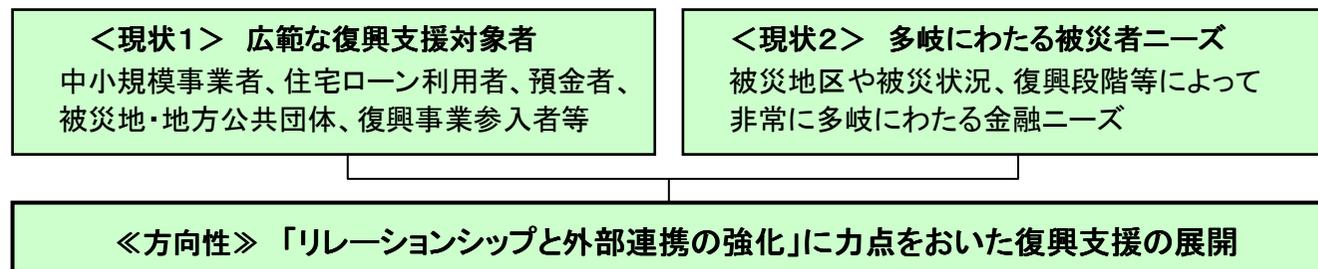
信用供与の状況	事業融資先		個人利用者		合計		備考
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	
被災者との合意に基づく 約定弁済の一時停止	370	182	341	34	711	216	H23/4 末 ピーク時残高
一時停止先のうち条件 変更対応済	88	58	70	7	158	65	H23/3~23/6 末 の累計
被災者向け新規融資	484	97	64	3	548	101	H23/3~23/7 末 の累計



(写真) 震災後の気仙沼支店の移動バスによる仮設窓口 (宮城県気仙沼市)

4. 信用供与の円滑化・地域経済の活性化の方策

4-1 支援方策の方向性 — リレーションシップと外部連携の強化 —



(1) リレーションシップの強化

- 地元企業応援部の新設、住宅ローンプラザの増設、訪問活動の徹底等を通じて、被災者との接点を拡大。
- 行内顧客情報管理システム(CMS)を活用し、被災状況と復興ニーズを的確に把握・分析のうえ、取引先にあった最適な支援策を提供。
- 地元企業応援部との帯同訪問やOJTを通して、営業担当者の一層のレベルアップ。

≪支援対象先別のリレーションシップ強化策≫

	リレーションシップ強化策等	支援対象者	内容
1	地元企業応援部を新設	中小規模事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小規模事業者への復興支援担当部署として平成23年6月に新設。 ・ 企画室、サポート室、推進室で構成し、60名体制(予定)で、復興支援企画、専門コンサルティング、事業再生支援、提案融資に取り組む。 ・ 津波被災地(岩沼・石巻)の分室に融資専門スタッフを配置。
2	住宅ローンプラザを新設	住宅ローン利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波被災地である宮城県石巻市に平成23年7月に新設し、被災者のローン相談に対応。仙台市泉区にも増設予定(平成23年度中を目途)。
3	メールローンセンターを活用	消費者ローン利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者から電話・FAX等でローンを受付、迅速に融資に対応。
4	預金相続相談窓口を新設	預金者全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者から電話で預金相続に関する問合せを受付。
5	被災地公体等の支援部署を設定	地公体、復興事業参入業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人営業課が被災地公体、復興事業参入業者の資金需要に対応。
6	復興支援業務へ人員を再配置	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京支店ほか数カ店の統廃合により人員を復興支援へ再配置。

4. 信用供与の円滑化・地域経済の活性化の方策

(2) 外部機関等の連携強化

きらやか銀行や政府系金融機関、地方公共団体、コンサルタント等との連携を強化し、当行単独では対応が難しい被災者の様々な要望にも、的確に対応できる体制を構築してまいります。

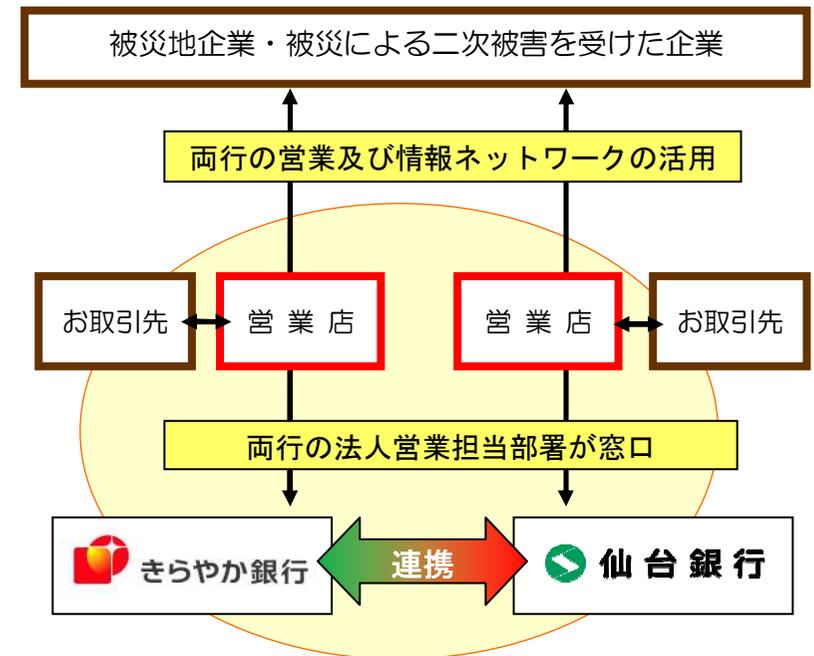
《きらやか銀行との復興支援への連携》

- 経営統合に先立ち、平成23年6月に震災復興支援に向けた連携に係る契約を締結。
- 両行の営業及び情報ネットワークを活用し、被災地企業、震災地域全体の復興支援を共同で実施。
- 中小企業診断士等の専門知識を有する両行職員が担当者となり、被災地企業に対して専門的なアドバイスを提供。

両行連携による復興支援策(例)

- 「被災地企業等のニーズを踏まえたビジネスマッチング」
- 「震災復興支援に向けた共同イベント等の企画・開催」
- 「協調融資等、被災地企業等への積極的な融資」
- 「その他震災復興支援につながる業務等」

《きらやか銀行との復興支援スキーム》



4. 信用供与の円滑化・地域経済の活性化の方策

4-2 東日本大震災からの復興のための具体的方策

(1) 事業再建支援策の実施手順

被災状況や復興へのニーズが、取引先や地区によって多岐にわたり、大きく異なっていることから、事業再建支援策を実施するにあたっては、以下の手順を徹底することで、より実効性のある支援を実現してまいります。

>> STEP1 まずは面談等を通じて被災企業の状況等を的確に把握・分析

- 地元企業応援部や営業店が、事業取引先や住宅ローン利用者とのきめ細やかな面談等を継続的に実施。
- 被災状況及び経営者等の再生への意向や意欲、経営課題等をしっかり把握・分析し、事業の持続可能性を適切かつ慎重に見極め。



>> STEP2 被災企業の状況に応じて最適な支援策を選択し、提案・実施

- 債権放棄等の金融支援も含めた具体的な事業再生支援策の中から、最適な支援策を選択のうえ、適時に提案・実施。
- その際には、国、県市町村等の公的支援策等も踏まえながら、関係機関と連携し、多面的な事業再生支援策を提案・実施。



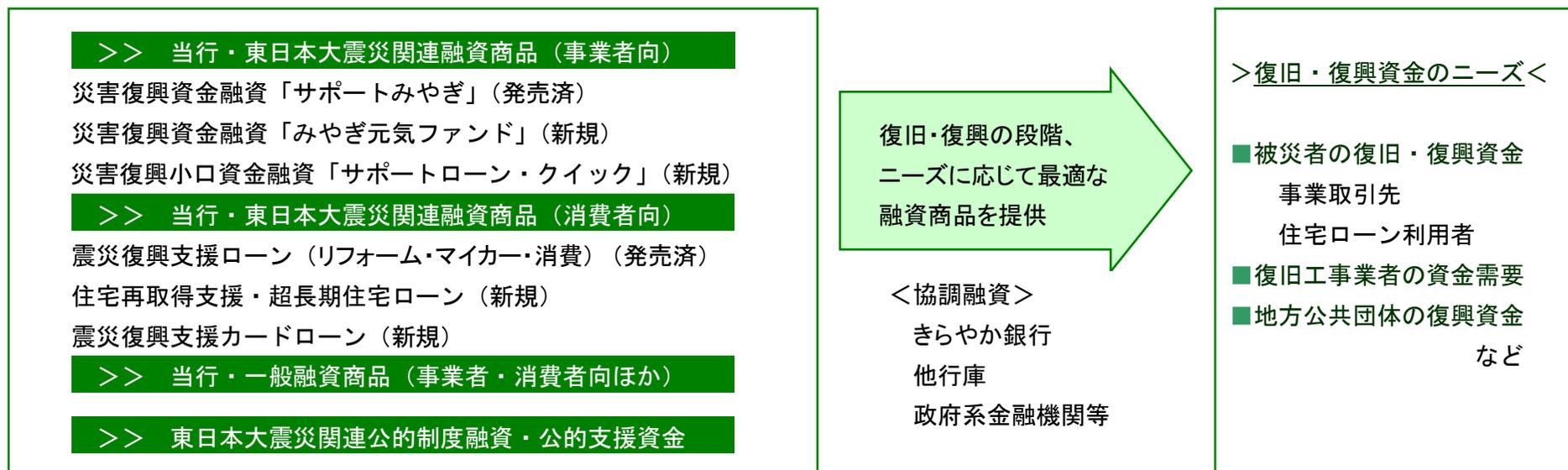
>> STEP3 復旧・復興の進捗等に応じて追加の再生支援策を検討・拡充

- 今後の復興の進展状況に応じて、被災者から金融機関に対して新たな支援ニーズが要望されることも予想。
- 被災者との面談等を継続のうえ、必要に応じて追加の再生支援策を検討・拡充。

4. 信用供与の円滑化・地域経済の活性化の方策

(2) 融資商品ラインナップの充実と迅速な対応

- 当行は、震災直後から、事業資金及び住宅資金、生活再興資金などの災害関連融資商品を導入し、復興関連資金を積極的に供給中。
- 復旧・復興に向けた資金ニーズは、今後の復興の段階等に応じて、そのニーズが多様化（長期化・低利など）するものと想定。
- 今後も被災者ニーズに合った融資商品投入、公的融資・公的支援資金の併用、他行との協調融資等に取り組み、資金ニーズに積極対応。



4. 信用供与の円滑化・地域経済の活性化の方策

(3) 具体的な事業再建支援策の内容: 抜粋

- 支援対象先のニーズ等に応じて、債権放棄を含む最適な事業再建支援策を選択のうえ、外部機関とも連携のうえ、適時に提案・実施。

支援対象先	事業再建支援策	外部機関連携先
共通支援策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財団法人みやぎ産業振興機構への出向者派遣及び復興支援策の有効活用 ■ 宮城県内商工会議所・商工会等の被災企業相談窓口への参加 ほか 	<p style="text-align: center;">連携強化</p> <p>きらやか銀行 大手行・証券会社 政府系金融機関 経済産業局 地方公共団体 (宮城県・市町村) 商工会議所 コンサルタント 等</p>
軽度の被災企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ きらやか銀行等との広域ビジネスマッチング ■ 株式会社楽天との提携による被災企業のインターネット販路の拡大支援 ■ 当行ホームページ及びキャンペーン等を通じた取引先企業紹介と利用拡大 ■ 事業計画策定に関する少人数セミナーの開催 ■ 東日本大震災を踏まえたBCP計画の策定支援 ほか 	
中度・重度の被災企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 宮城県中小企業再生支援協議会との連携による再生計画策定等の支援 ■ 政府系金融機関等との連携によるDDS等による事業再生支援 ■ DIPファイナンスによる事業再生支援 ■ 再生ファンド「産業復興機構」(仮称)の活用 ■ 会社資産が流失した中小規模事業者に対する事業再開代替地等の情報提供 ■ 広域レベルでの事業継承やM&A、MBO、EBO等への支援 ■ 個人債務者の私的整理に関するガイドライン等の活用 ■ きらやか銀行の事業再生ノウハウの活用 ほか 	
第1次産業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災地の第1次産業(漁業・農業)の復興及び第6次産業化への支援 	
津波被災地の地方公共団体等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体及び復興事業参入企業への融資支援 ■ 地域復興計画策定等への積極的な参画 ほか 	
住宅ローン利用者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災地(石巻)の住宅ローンプラザでの相談 ■ 個人債務者の私的整理に関するガイドライン等の活用 ほか 	
地域社会再生	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公益信託仙台銀行まちづくり基金を通じた被災地の住民活動への支援 ほか 	

5. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

5-1 金額の算定根拠

- 平成 23 年 3 月末の当行の単体自己資本比率は 7.00%と、国内基準の 4.00%を上回っていますが、300 億円の資本増強により、震災による信用リスクの拡大や一段の有価証券の下落への耐性を確保し、地域経済や金融市場に急激な変動が生じた場合でも、財務基盤を安定させ、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮できるようにするものです。
- 平成 23 年 9 月期中間決算においては、震災後に進めてきた融資取引先の実態把握や担保物件の確認作業の結果に、今後の震災の影響等も加味したうえで、出来る限り保守的に自己査定を行い、震災関連の貸倒引当金を追加計上する見込みです。併せて有価証券評価損についても、積極的な減損処理の実施を検討しております。
- これにより信用リスクの拡大及び有価証券下落リスクを極力排除するとともに、国の資本参加をいただくことにより、以下のとおり経営強化計画期間を通じ、十分な自己資本水準を確保できる見込みです。

《単体自己資本比率の推移》

	23/3 期 実績	23/9 期 予定	24/3 期 予定	25/3 期 予定	26/3 期 予定	27/3 期 予定
単体自己 資本比率	7.00%	14.1%程度	12.4%程度	11.9%程度	11.7%程度	11.6%程度
Tier I 比率	4.20%	11.3%程度	11.2%程度	10.9%程度	10.7%程度	10.6%程度

※ 当行は、平成 23 年度下半期以降に期限到来する劣後ローン（補完的項目・Tier II）を順次返済する予定であり、本計画期間の終期（平成 27 年 3 月期）の自己資本比率は 11.6%程度を予定しています。

※ 当行では、被災企業向け貸出金の積み上げなどにより、今後、リスクアセット（分母要因）は順次増加する見込みです。その一方、分子要因である自己資本（基本的項目・Tier I）は、勘定系システム更新費用の負担や震災後の地域経済低迷の影響もあり、積み上げには時間を要する見込みです。このため Tier I 比率は緩やかに低下する見込みですが、平成 28 年 3 月期においても 10.4%程度を確保し、その後上昇に転ずる見込みです。

5. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

5-2 発行金額・条件（一部抜粋）

項目	内容
種類	株式会社仙台銀行第 I 種優先株式
発行総額	30,000 百万円
発行株式数	20 百万株
議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
優先配当年率	預金保険機構が公表する各事業年度（公表年度の前事業年度）の「優先配当年率としての資金調達コスト」（平成 24 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 24 年 3 月 31 日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。） ただし、日本円 TIBOR(12 ヶ月物)または 8%のうちいずれか低い方を上限とする。
累積・参加条項	非累積・非参加
残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
取得請求権 (転換予約権)	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
取得請求期間	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 48 年 9 月 30 日